

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 3 年 6 月 22 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 2 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第 30 号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 8 議案第 31 号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第 9 議案第 32 号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 33 号 令和 3 年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 34 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 35 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 36 号 令和 3 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 37 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 同意第 1 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 発議第 2 号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	神 戸 誠
副 村 長	桂 川 憲 生	総 務 課 長	今 井 明 徳
村 民 課 長	安 江 修 治	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	村 雲 修	建 設 環 境 課 長	安 江 透 雄

教 育 課 長	有 田 尚 樹	保健福祉課長兼 診療所事務局長	河 田 孝
診療所事務長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局	
書 記	居 石 浩 之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和3年第2回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの4日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和3年6月22日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和3年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和3年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和3年3月23日、4月26日及び5月25日。

3. 検査の結果 令和3年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算の執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和2年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、令和2年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

令和3年6月22日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

令和2年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費について議決をいただいているところでございます。今回、地方自治法の規定によりまして、改めまして財源を含めて報告をさせていただくものでございます。

1枚めくっていただきたいと思います。

令和2年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

2款1項、事業名、CATV機器管理運営費事業、金額2,170万9,000円、翌年度繰越額121万円、県支出金71万7,000円、一般財源49万3,000円。これにつきましては、親田地区の電柱移転工事の経費となります。

2款1項、【新型コロナ】感染症拡大防止協力金事業、金額342万9,000円、繰越額46万2,000円、一般財源46万2,000円。これにつきましては、感染症拡大防止協力金の経費となります。

2款1項、戸籍電算化システム運営事業、金額1,045万5,000円、繰越額638万7,000円、国庫支出金638万6,000円、一般財源1,000円。戸籍情報システム改修の経費となります。

4 款 1 項、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額232万1,000円、繰越額100万1,000円、国庫支出金100万円、一般財源1,000円。これにつきましては、接種記録システム改修の経費となります。

6 款 1 項、【農地総務費】農地・農業用施設維持管理工事、金額174万円、繰越額174万円、一般財源174万円。陰地下用水側溝修繕工事の経費となるものでございます。

1 枚はねていただきたいと思います。

8 款 2 項、村道維持修繕工事（その 3）工事、金額220万円、繰越額220万円、一般財源220万円。これにつきましては、村道陰地線西洞本線の舗装修繕の経費となるものでございます。

8 款 2 項、【防災安全交付金】木屋下線用地測量委託業務、金額600万円、繰越額600万円、国庫支出金330万円、村債270万円。これにつきましては、木屋下線用地測量の経費となるものでございます。

8 款 2 項、【防災安全交付金】新魚戸橋補修工事、金額2,694万円、繰越額1,765万円、国庫支出金1,144万7,000円、村債620万円、一般財源3,000円。これにつきましては、新魚戸橋補修工事の経費となるものでございます。

11 款 2 項、【河川災害】村単河川災害復旧工事、金額320万円、繰越額320万円、特定財源250万円、一般財源70万円。これにつきましては、加舎尾谷、柏本谷、それから神付谷の災害復旧工事の経費となるものでございます。

計につきましては省略をさせていただきます。

令和 3 年 6 月 22 日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和 2 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第 5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、可茂土木との懇談会。目的、産業の活性化に資する。派遣場所、東白川村内。期間、令

和3年6月25日。派遣議員、議員全員。

派遣名、令和3年度濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会総会。目的、産業の活性化に資する。

派遣場所、郡上市。期間、令和3年7月16日。派遣議員、桂川一喜。

派遣名、市町村議会議員セミナー。目的、議会議員の研さんに資する。派遣場所、岐阜市。期間、令和3年8月27日。派遣議員、議員全員。

以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて新型コロナウイルスに関連しての今後の村の対応についての質問をさせていただきます。

日本国政府は6月2日、国内で新型コロナウイルスワクチンを少なくとも1回接種した人の数が6月1日時点で1,000万人を超えたとの集計を公表しました。その合計は1,038万人で、人口の8%

に相当をします。全国で1日100万回の接種体制を急いでおり、職場や若年層への接種拡大を目指しています。政府によると、少なくとも1回接種した人の内訳は、医療従事者らが465万人、65歳以上の高齢者らが573万人、2回目も含めた接種回数の総計は1,400万回に迫っております。医療従事者は313万人が2回目の接種も終えており、このままのペースが続けば、あと10日から20日ほどで接種が完了するとしています。また、高齢者接種については98%以上の自治体が7月末までに完了を見込んでいるとの調査結果も出ております。

東白川村におきましても、新型コロナウイルス対策の切り札と村民の期待が高まる中でワクチンの接種が始まりました。前回、前々回に引き続いての東白川村での新型コロナウイルスのワクチン接種についての関連の質問をさせていただきます。

政府の発表によりますと、これまでの新型コロナウイルスワクチンの総接種回数は6月10日現在で、医療従事者が約909万6,000回であり、高齢者等が約1,333万6,000回、合計で約2,243万回としております。岐阜県では6月6日現在で1回目の接種を終えた人が約26万3,000人であり、2回目の接種も終えた人は約7万5,000人、合計で33万8,000人となっております。岐阜県の高齢者などのワクチン接種人数は1回目の接種を終えられた方が約17万7,000人であり44%、2回目の接種も終えられた方が約1万8,000人で6.3%でありました。これは東海北陸では石川県に次ぐ高い接種率となっているようです。

それでは、第1の質問に入ります。

高齢者ワクチン接種（第1グループ）は、5月11日から接種が始まり5月12日まで、第2回が6月1日、2日と合計4日間実施をされました。接種対象者（80歳以上）及び施設従事者等に対して接種された方々の割合をお伺いします。

また、当日キャンセルがあった場合、ワクチンが有効に活用されたのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをいたします。

東白川村では65歳以上の高齢者に係るコロナワクチン集団接種は、80歳以上の方と65歳から79歳までの方の2つのグループに分けて実施をいたしました。

まず、第1グループとして80歳以上の方の接種につきましては、1回目を5月11日と12日の2日間で、3週間後の6月1日、2日で2回目を実施し、1回接種の方は老健に入所してみえた11人を含め6月9日までに400人が接種をされています。このうち2回目の接種をされた方が同じく6月9日までに383人でした。17人の方が2回目を接種されませんでした。その内訳は1回目の接種後お亡くなりになった方が1名ございましたし、2回目当日発熱等で行けなかった方3名、そのほか1回目の接種後入院など様々な事情から2回目接種を断られた方もありました。80歳以上の方の4月1日現在の住民基本台帳人口を分母にした場合、1回接種の方が94.8%、2回接種の方が90.8%になりました。この第1グループの方と同じ日に接種したワクチン接種会場で、接種に直接

従事をした方、高齢者施設の施設従事者は35人あり、6月9日までに94.2%の方が2回接種を終了しています。

また、当日のキャンセル等による余剰ワクチンの活用についてでございますが、5月11日、12日でキャンセルになったワクチン3人分を含め、余剰分は接種会場の従事者である保健福祉課の職員に接種をいたしました。

なお、6月1日、2日の接種につきましては、1日が5人、2日が9人の余剰が出たため、5月28日の議会全協でお決めにいただいた要綱に沿って、1日は保育園職員3人と役場の災害対策本部構成員2名が、2日は保育園職員5名と災害対策本部構成員4名に接種を行い、残ったワクチンを無駄にすることなく活用ができました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

高齢者ワクチン接種（第2グループ）は、6月3日から接種が始まり6月9日まで、第2回目が6月24日から6月30日に予定をされています。接種対象者（65歳以上）及び施設従事者等に対して接種された方々の割合をお伺いします。これは6月9日現在でお願いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

65歳以上79歳以下の第2グループの方の接種につきましては、6月3日、9日の2日間で1回目を、2回目につきましては今週の6月24日と来週30日の2日間で実施をする計画でございます。

1回目接種の方は、3日に202人、9日に219人、都合421人の方が接種を終えました。先ほどと同じく4月1日現在の住民基本台帳人口を分母にした場合、1回目の接種を終えた方は83.5%となりました。65歳以上全員の高齢者の皆さんで1回接種を終えた方は89%となっています。

なお、接種対象者の中にはどうしても日にちが合わなかったり病気で入院されたりといった理由で打ちたくても打てなかったという方も少なからずありますので、今後も機会を見ながら打てなかった方への対応を続けていきたいと考えてございます。また、6月9日には高齢者用のワクチンの余剰分で64歳以下の基礎疾患のある方54人も1回目の接種を行っています。

御質問の施設従事者等への接種につきましては、第1グループの皆さんと同じ日に接種しなかった職員2人が6月9日に1回目を接種し、施設従事者は100%の方が1回目の接種を終えています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3 番 安江健二君。

○3 番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第3の質問に入ります。

次に順序としましては、基礎疾患のある方、そして60歳以上64歳以下の方々、16歳以上59歳以下の方々、以上となっていますが、接種予定日についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

今後の接種予定についての御質問でございますが、6月24日、30日には65歳から79歳までの2回目の接種、60歳から64歳までの一般接種の1回目、社会福祉施設等の従事者、これは主に村内の方で村外の高齢者施設や障害者施設に通ってみえる方の1回目の接種を予定しています。

また、ワクチン3箱目の入荷につきましては、7月12日の週に1箱入荷されることが決まりました。この1,170回分のワクチンと2箱目の余剰分を使い、7月19日と7月20日の2日間集団接種を実施します。この日の対象者は6月24日と30日に1回目の接種を行った皆さんの2回目の接種、16歳から59歳までの基礎疾患を有する皆さんの1回目の接種、さらに年齢順で人数制限がかかりますが16歳から59歳までの一般接種の1回目を実施する計画でございます。この2日間で約600名の皆様に予定しています。

次に、8月10日、11日には7月19日、20日で1回目を実施した皆さんの2回目の接種を予定しています。基本的には年齢の高い順から下げていくことを考えていますので、最終の4箱目の入荷が決まらない限り、これ以降の接種予定日は決められない状況でございます。

なお、高校生の皆さんにつきましては、何とか夏休み期間中に接種をしていただけるように、この集団接種とは別に現在日程を検討しております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3 番 安江健二君。

○3 番（安江健二君）

分かりました。

厚生労働省の専門部会は米ファイザー製ワクチンの対象年齢を12歳から15歳の接種も了承しております。近隣の京都府伊根町は人口が約2,000人と、東白川村と大体同じ規模の町です。伊根町では65歳以上の接種が順調に進み、12歳から15歳を含む全町民に対象を拡大しました。6月6日には小学生が接種を開始したところ、その後12歳から15歳の新型コロナウイルスワクチン接種を巡り町への抗議の電話が殺到しました。抗議の内容は、子供への接種はリスクがあるなどですが、午後5時までには電話、メール、ファクス等で約130件にも及んだとのこと。この抗議は全て町外からでした。外部の人がどんどん抗議をするというのは、事の当事者ではなく意見を言いやすいという

ことではなかろうかというようなことを思います。

6月8日になり、伊根町では予定していた中学生への集団接種を取りやめ、個別接種に転換する方針を明らかにしました。一方、新型コロナウイルスワクチンの市立中学、高校での集団接種を検討していた神戸市は12歳から15歳への接種券の発送を見合わせました。これは文科省が8日の会見で、12歳から15歳への接種に検討すべき課題があるとして学校で直ちに集団接種ということは考えていないなどと発言、これを踏まえて市長は、厚労省がアクセル、文科省がブレーキをかけているような状況で、大変に当惑していると批判をしました。国の方針が混乱しており、検討はしばらくストップしたいと説明をされています。河野行政改革担当大臣は最近の発表で、夏休みを利用して12歳以上の児童・生徒への接種を進め、2学期から心配せずに学校に行ける状況にできたらいいとの意向を明らかにしています。しかし、直近ではこの案にも不賛成を唱える自治体も多く出まして、若年層への接種はなかなかと難しい様相ではないでしょうか。東白川村も接種が順調に進んでいきますと、若年層への順番が早く回ってきます。

それでは、第4の質問に入ります。

厚生労働省はファイザー製のワクチンを12歳から15歳に広げるとしてありますが、この件につきましての村のお考えや接種の予定日についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

接種対象年齢に係る御質問でございます。

この6月1日からファイザー社製のワクチンにつきましては、予防接種法上の接種対象年齢が見直されまして、それまで16歳になる年齢の方までが対象であった接種を12歳まで引き下げられたことにつきましては周知のとおりと思います。この件につきましては、海外での臨床試験結果を踏まえ、12歳から15歳の方に成人と同じ方法で接種をしても有効性や安全性に問題がなかったことによるものでございます。12歳から15歳まではちょうど中学生の年代となり、村では生徒数39人です。一般向けのワクチンについては16歳以上の方が全員接種したとしてもワクチン余剰分が発生するため、12歳以上の方をカバーする量は十分確保できますし、12歳から15歳の方の接種は原則保護者の同伴が必要となり、予診票に保護者の署名同意が必要となります。中学3年生は9月末に修学旅行を計画していますし、1年生、2年生は伊勢湾研修があります。保護者の皆さんの同意をいただいた上で有効性、安全性が担保されるならば接種を進めていきたいと考えてございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

厚生労働省によりますと、ファイザー製コロナウイルスワクチンについて、5月30日までに行わ

れたおよそ1,306万回の接種のうち、国際的な評価指数でアナフィラキシーに該当する症状が報告されたのは169件で、およそ7万7,300回に1件の割合でした。厚生労働省はファイザーのワクチンについて、現時点で接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないとして、引き続き接種を進めていくことにしています。

それでは、第5の質問に入ります。

アナフィラキシー症状に対して、接種後の会場において15分間ほど様子を見ることが実施をされました。実際に私も実施を受けたんですけども、その他の副作用、頭痛とか発熱、倦怠感等は多少は耳にしますが、このような件につきましての報告がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

ワクチン接種後のアナフィラキシー症状の報告についての御質問でございます。

これまでに接種を終えた方からアナフィラキシー症状を訴える方はほとんどなく、心配されておりました2回目の接種後も現在のところほとんどない状態でございますが、接種後診療所へ健康被害ということで受診をされた方が1名ありました。この方は社会福祉協議会の職員の方で、症状は6月2日の接種後15分後から嘔吐、頭痛、手足の異常感覚、頭がぼうとするなどの症状が現れ、点滴等の処置を行った結果、症状が改善したため、その日は帰宅をされましたが、翌日再び吐き気や頭痛が再発したために再来院。前日と同じ処方でも改善をされています。その後発疹等が出て、薬の処方で改善され、翌日も来院をされましたが、現在は平常に戻られています。この方の場合これまでの接種された方の中で最も大きなアナフィラキシー症状でしたが、診療所にかからないまでも接種箇所が痛む、腕が上がらない、微熱がある、気分が悪いといった報告を伺っておりますが、いずれも様子を見ることで症状が改善しております。

なお、保健福祉課では特に高齢者の方に対しましては接種翌日からの電話による様子伺いや訪問時の確認などを行ってきております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

アナフィラキシーに関しましては、新聞等を見ますと8割から9割が女性に多いということです。それは実際そうであるようですけども、このことに関しましては間違った報道もあると思いますので、そういったお尋ねがありましたら懇切丁寧な説明をお願いしたいというふうに思います。

岐阜県内の福祉施設での最大規模の新型コロナウイルスのクラスターが発生したとして、その町は独自の緊急事態宣言を出しました。県は5日から20日までまん延防止等重点措置の対象区域に加えました。その町内では5月29日以降、デイサービス施設と養護老人ホームの両方を利用する高齢

者及び職員の感染も確認、6月13日現在では59名の規模となっています。また、その他の町のデイサービス施設におきましても、14日発表で11人のクラスターとなっています。施設の所長によりますと、高齢者の福祉施設には認知症がありマスクを外してしまう人や耳が聞こえにくくて職員が大声で話さなければならない人も見えるということを言われております。親切な介護をすればするほど職員と利用者が密な距離になる。感染者が一人でも少なくなるように支援すると話をされています。高齢者施設で毎日勤務に当たられる方々には様々な悩みがあり、誠に頭の下がる思いです。

それでは、第6の質問に入ります。

東白川村における対策は万全であるかと思いますが、再度この件についてのお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

高齢者施設における集団感染対策についての御質問でございます。

周知のとおり、加茂郡内におきましても七宗町と八百津町のデイサービス施設でクラスターが発生しており、村内の高齢者施設でも心配されるところです。この2つの施設の共通点はデイサービスの事業所であるという点です。デイサービスは老人ホームや老健施設のような施設介護サービスとは違い、毎日利用者が変わります。施設介護サービスは基本的に利用者が外部に出ることはないのも、もし感染が発覚すれば職員が持ち込んだと考えられますが、デイサービスの場合は利用者も毎日入れ替わるため、対策はより慎重なものとなります。特に八百津町のクラスターに関しては養護老人ホームの利用者がデイサービス事業所へ通ったことにより両施設で感染が広がり、県内最大規模のクラスターとなっています。

村における対策でございますが、まず老健施設ではこれまでどおり職員については出勤前と到着時の検温の実施、施設内ではマスク、ゴーグルの着用を必須とし、必要に応じて手袋、エプロンも使用しています。また、利用者様にも施設内でのマスク着用をお願いしています。先ほどお話がありましたように、マスクの着用につきましては最初はなかなかしていただけなかったようですが、最近は定着してきたというような報告も受けております。御家族の皆様との面会についてもこれまでどおり基本的には施設内には入れないこととしていますが、特別な場合、検温、手指消毒を済ませ、マスク着用で入室をしていただいております。

次に、村のデイサービスを行っている社会福祉協議会せせらぎ荘の対策ですが、県の指導に沿って老健施設と同様の取組に加え、デイサービスの入浴時とそれ以外のときのマスクの交換、職員の県外への出張の禁止、職員の昼食時は自席にて時間を分け会話も禁止、箸は持参、湯飲みは使い捨ての紙コップの使用を徹底しており、居住部門、デイサービスへの面会は禁止、事務所への来客者に対しましては必要な場合を除き玄関での対応、送迎車は利用者送迎前後に車内の拭き消毒を実施しています。また、県の指導により老健では5月から6月に3回にわたり職員全員が抗原検査を実施、社会福祉協議会では4月、5月に2回にわたり職員全員がPCR検査を実施しています。せせらぎ荘のデイサービスについては、現在よそのデイサービスとかけ持ちをしてみえる利用者様はい

ませんが、他施設のショートステイを利用されている利用者様はあります。5月の1か月間に介護保険のデイサービス利用者は44人で、286回の実績がございますが、うち白川町のサンシャイン美濃白川のショートステイに2人の方が、村の老健のショートステイに9人の方が重複して利用をしてみえます。介護施設の利用については致し方がないことではございますが、一度施設内で感染が始まるとクラスターになる可能性が高い状況でございますので、慎重の上にも慎重な対応が必要であると考えてございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

大変詳しい説明をありがとうございました。引き続いて大変な仕事ですけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

政府は17日、新型コロナウイルス感染対策本部を開き、10都道府県に発令中の緊急事態宣言について、沖縄を除く9都道府県は20日の期限をもって解除すると表明をしました。その中の岐阜、三重の2県も解除となります。徐々にまちににぎわいが戻り始めることと思われそうですが、何よりも警戒するのが大きなリバウンドだとされています。新型コロナウイルスは世界的に蔓延しており、完全になくすことは難しいのではと言われています。ウイズコロナやアフターコロナという言葉を最近よく耳にします。コロナと共存する世界となるのか否か、先がなかなか読めない状況ではないでしょうか。

それでは、第7の質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種後の感染予防対策につきまして、村としてはどのような取組をお考えであるのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

村における今後の感染予防対策についての御質問ですが、おかげさまでワクチン接種も順調に進み、国が言う7月末までの65歳以上の高齢者への接種につきましては、6月末までに終了する見込みでございます。現在はさらに64歳以下の基礎疾患のある皆様への接種も開始しており、今後ワクチンの入荷状況にもよりますが、秋には予定していた16歳以上の方の接種が全て終えることができる想定です。しかしながら、村民の大半の方がワクチン接種を終えたからといってこれでコロナウイルスに感染しないというようなことではございません。このワクチン接種は重症化防止が大きな目的で、予防についてはワクチンを接種してから免疫がつくまで12日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%と高いものの100%ではございません。また、インド株などの変異株が拡大している状況を考え、ワクチン接種後も引き続きマスクの着用、手洗い、消毒、密集・密接・密室の徹底回避、安全な距離を保つ、体調不良のときは行動ストップといったような基本的な感染対策を

これまでどおり徹底していきたいと考えてございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

大リーグエンゼルスの大谷翔平選手の連日の活躍は、テレビ、携帯速報、新聞等で盛んに報道をされています。ホーム球場のアナハイムスタジアムでの開催はほぼ満員に近い大観衆の中で、ほとんどの人がマスクなしで大きな声を出して応援をしています。コロナワクチンの接種がほぼ終わり、感染も落ち着いてきたことの表れかと思います。日本もオリンピックが間近に迫りまだまだ大変ですが、一日も早くマスクの要らない元の活気に満ちた楽しい世の中に戻ることを願うものです。

これをもって私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

〔5番 今井美道君 一般質問〕

○5番（今井美道君）

通告に従いまして、有事と平時でのドローンの利活用についてを一問一答方式で質問いたします。

近年、遠隔操作や自動操縦により飛行し、写真撮影等を行うことができる無人航空機が開発され、ビジネスとして、また趣味やeスポーツなどと利用者が急増しています。新たな産業創出や様々な分野での利活用の研究が世界中で行われています。ここで言う無人航空機とは、いわゆるドローン、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプターなどが該当しますが、今回はドローンに特化して質問させていただきます。

現状の法律ではドローンを飛行させる者は航空法や関係法令を遵守することはもちろんですが、誰もが手に触れることができるのが現状です。しかし、その航空法や関係法令がネックとなり、ドローンの利活用に率先して踏み込めないでいる方も多いでしょう。そういった中で、団体で法律やドローンの特性などの知識を学ぶ講習会、体験会があったり、実際に操作をする方が国の認定を受けた指導機関でパイロットの民間資格を受講したりしています。ドローンの飛行形態については4つのレベル分けがなされており、現行法でも国交省への届出などによってレベル3までは飛行可能となっていますが、レベル4「有人地帯に補助者なし目視外飛行」は認められていません。幅広い用途にドローンを活用し、多くの利を生むために規則を合理化、簡略化しなくてはならないという趣旨において、2022年、来年度ですが、運用を目指して国土交通省では法改正の検討が進められています。3月の交通政策審議会の小委員会の中間取りまとめによりますと、機体認証（型式認証）を受けた機体で使用者に機体整備を義務づけ操縦ライセンスを創設（1等・2等に区別される）、運行ルールの変更として許可、承認の内容変更、使用者義務として飛行計画の通報、飛行日誌の記録、事故報告の義務化などが検討されているところです。

東白川村ではドローンを保有し、ケーブルテレビでのドローンによる豊かな自然とふるさとを上空からの撮影を放映するなど村民にも喜ばれていますが、ここで最初の質問です。現在保有のドローンがいつ、どのような経緯と予算で購入したのか、保有台数と機体現状、部品などのメーカー保存期限は。現在職務として操縦できるパイロットの人数、外部研修等の有無についても、使用、活用状況についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今井美道議員の御質問にお答えいたします。

現在村が所有していますドローンの活用状況について御質問いただきました。

村が保有していますドローンは、平成28年に災害対策のために2台購入しております。大規模地震や土砂災害が発生し、孤立集落が発生した場合の安否確認や人が立ち入れない場所の被害調査を想定し、9款の消防費の1項3目災害対策費の予算項目で66万6,360円で購入しております。このうち2分の1に当たります33万円を岐阜県清流の国ぎふ推進補助金を受けております。ドローン本体につきましては、DJI社のファントム4という機体で、比較的たくさん販売されているものでございますので、製造中止になった現在でも簡単に部品が手に入るようですし、販売先もまだまだしばらくは修理可能だと言われております。また、操縦を補助し、撮影した映像の確認や保存等を行うためにiPad miniも同時にそろえております。

ドローンにつきましては、使用方法によって法定耐用年数が変わってきますが、撮影の場合は5年間とされております。機体やバッテリーの保証期間につきましては、製造中止から1年とされておりますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に販売台数が多いということで、製造中止になった現在でも当面は修理可能でございます。ドローンにつきましては、最低3か月に1回はバッテリーの放電と充電を行わないと、1年も使わないうちにバッテリーが充電しなくなってしまう。防災の利用だけでは管理する回数が足りないことから、東白川CATVに管理を依頼して1台ずつ交互に使用することで、2台とも良好な状態を維持しております。

これまでの活用状況としましては、議員から御紹介があったように、ほっと茶んねるの番組の冒頭部分や本編で流れる映像撮影での活用が主な利用となっております。当然災害が発生した場合には必要に応じて利用する予定でございます。操縦につきましては、現在2人ほどの職員が担っております。外部研修などを受けたわけではありませんが、本村で撮影する場合につきましては山間部で目視内で操縦飛行する場合には研修やライセンスは必須事項となっております。先ほど申し上げた2人以外にも何人かの職員がふだん操縦する2人の職員を講師にしまして研修を受けておまして、操縦可能な状態を維持しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。御丁寧にお調べいただきありがとうございます。

今、28年ということで、年数はたっているけれども、製造中止でも部品等はまだまだ供給が可能だという報告を受けました。現状についてお伺いしましたけれども、ドローンについては様々な運用のルールがたくさん定められていますけれども、令和元年の国土交通省航空局発表のガイドラインによりますと、ドローンを飛行させる際に行う事項として常日頃行っておく事項、こういったことが記されております。

ちょっと通告にはなかったですが、もう一度何点かお伺いをしたいと思います。

ドローン飛行時に操縦者を関係者と容易に分かるような服装、ベストなどの着用をするとあります。これについてなされているか。定期的に機体の点検整備、早めの部品交換ということで、これについては防災のときだけでなく、通常利用ということでやっていただいているということなので結構でございますが、あと不測の事態に備え、ドローンの保険に加入が推奨されておりますが、保険には加入されていますか。この2点について再度お伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ただいまの御質問ですけれども、まず操縦するときの服装等でございますが、東白川CATVのほうは撮影等を行うときにジャケットといいますか、羽織るものを使いますので、それ等々を着たりしてやっていることが多いと思います。

それから、御質問にあった保険については、年間で2台とも保険にかかっております。対人、対物ともに1億円という保険に入っておりまして、何かあったときにはその保険が適用できるように準備させていただいております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。丁寧な運用がガイドラインに沿ってされているという前提で話を続けさせていただきます。

ガイドラインには事業としてドローン等を飛行させる場合には、パイロットだけでなく事業者としての責任を持って安全な運用をより一層心がけることと強調されております。特に行政においては、現在の法律の運用でもドローンを飛行させることは様々な知識を有している人材などとパイロットが2人ほどと、その他の方も何人か教育を受けているということですが、公的な機関ではないという御報告を受けました。それに合わせまして、先ほど申しましたように、来年度法改正といったことで、先ほど言ったようにレベル1、2、3、4というようなものが今度カテゴリー1、2、3というようなことで、ちょっとまた複雑な仕組みということで法改正が検討されておりますが、

こういったときに現状の東白川村がやっているサービス、それ以外に有事の際であるとか、そういったことになってくるとまたいろいろ変わってくることがございますので、来年度法改正後の新しい運用下ではますますその必要性が高くなってくのではないかなというふうに思っております。村民のために多くの分野に取り組んでみえる村長はじめ職員の方々に来年度に向けてドローンの活用に興味を持って積極的に取り組んでいただきたいという思いを込めて、ドローンの有事と平時の活用に分けて質問を続けさせていただきます。

航空法では事故や災害などの発生における人命の捜索、救助における特例が設けられています。通常認められていない夜間飛行、河川上空飛行、その他許可申請が必要なドローンの飛行ができることとなっています。いつ起きてもおかしくない豪雨災害時や大規模地震では、河川氾濫、土砂崩れ時の現状確認などでの活用。翌日などの職員による２次災害の危険回避ができる現状調査。他自治体の例では消防団による残火処理、水害土のう対応時での安全確保につながる利用。近隣自治体では夜間の人命捜索での使用例もございます。ドローンや携帯電話で撮影された情報が機体、機材とソフトの導入が必要ではありますが、撮影された情報が、携帯電話、ドローン両方ですけれども、庁舎の現場本部でリアルタイムで見ることができるシステムなども導入されています。

ここで２つ目の質問をいたします。今後起こり得る災害対応にドローンの利活用は非常に有効であると考えますが、大規模災害の準備として今後の知識や技術を持った複数の人材養成、様々な用途に適した機体の導入、来年度の航空法改正予定に伴うドローン活用施策の必要性を強く考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

災害時のドローンの活用方法についての御質問がございました。

議員が御指摘のとおり、私も災害時においてドローンを活用することは大変有効であると思っております。したがって、パイロット、操縦者の育成も必要なことだと考えております。今回改正される航空法及び今後の動向を考慮すると、本村で使用する場合にはライセンスが必要か不要か微妙な位置であるという報告を聞いております。ただし、災害現場等で目視により見えない箇所で機体を操縦する場合や夜間高度30メートル未満で使う場合は機体認証と２等の操縦ライセンスが必要となりますので、今後研究を行う必要があると考えております。

次に、様々な用途に適した機体を導入してはという御提案もあったと思いますが、測量や貨物の運搬のドローンは非常に高価でございまして、これをバッテリーのメンテナンスや飛行ごとの許可、承認等も必要となり、これを村に導入しても年に数回も使用する機会はないと思います。そのような事例が発生した場合は、委託事業として対応したほうがよいと考えております。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

今、災害には有効でないかという村長のお考えも伺いました。昨年、また以前あった人命搜索の折には川へ消防団員、消防職員、警察職員が入ってまいりました。このときには消防団の反省としてもドローンがあったらすごく活用ができたんじゃないかというようなことも先日団長、副団長とも話をしております。また、昨年の7月豪雨災害の災害発生においても消防団の職員、消防団員、また役場職員の方が現地確認に行ったり、翌日山へ谷へ足を運んで現状の調査、こういったことにもまた有効なドローンに合わせてソフトなんかも現在いろいろ開発されていまして、そういったこともまた御検討いただきたいかなと思っておりますし、消防庁の財政措置の緊急防災・減災事業債の活用なども含めて、そういった有事の際での一層の利活用の調査研究を進めていただきたいと思いますのですが、重ねてになりますがいかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

先ほど村長も申し上げましたように、災害時については非常に私たちも有効であると思ひますし、村長も申し上げましたように、調査研究に対して前向きに取り組んでいきたいと思ひておりますのでよろしくお祈ひします。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

ありがとうございます。

次に、平時でのドローン利活用について質問をさせていただきます。

何かが起こった緊急時の準備だけでなく、ふだんから利活用することによって緊急時に問題なくドローンが活用できなくてはなりません。パイロットの技術向上だけでなく、様々な村づくりで活用されるべきと考えます。現在行われている観光的空撮、ふるさと空撮など、効果的な情報発信のほかに、他の自治体では教育の一環として小型ドローンのプログラミング演習、またeスポーツとしてドローンに親しみを持たせる取組、森林行政での活用、有害鳥獣の夜間赤外線ドローンでの生息調査、平時での危険箇所調査、農業分野での作付調査や地目調査など、多くの分野で活用事例や研究調査が進んでいます。

質問をいたします。このように平時においてもIoT、AI、デジタル化の進む昨今、またコロナ禍でのリモート化によってドローン活用が加速していくものと考えますが、各分野での活用研究などが進められているのか、また今後調査研究が進められていくお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

平時でのドローンの活用について御質問いただきました。

村としまして積極的にドローンを活用して推進していくというような予定は今のところありません。先ほど村長が申し上げましたように、必要があればその専門業者に委託したほうが精度の高い事業結果が得られると思いますし、非常に今後伸びが期待される分野だと思いますので、こちらに対して村内の方で事業展開されることが十分考えられますので、そのような方に対して民業圧迫するような取組は避ける必要があると認識しております。

ただし、議員から御提案いただきましたように、先ほど申し上げましたが、災害現場での利用は非常に効果的だと思いますので、この分野に特化しまして調査研究に対して進めてまいりたいと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

国土交通省、総務省などにおいては様々な自治体や団体、企業などの事業例であるとか取組例、成果例、数多く公表されております。幾つか例をお示ししたいと思って準備をしておりますけれども、時間も限られておりますのでホームページ等でまた皆さんで研究していただきたいかなというふうには考えておりますけれども、今後はやっぱりこの分野というのは利活用ということは物すごく国として進んでいく分野だと思っております。最初に東白川村においてのドローン活用の現状を伺いましたし、御丁寧な説明も伺いました。また繰り返しになりますけれども、来年度法改正に向けてパイロット資格、機体認証などに向けた予算の検討というのはやっぱりもう一度お願いしておきたいかなというふうに思いますし、それに合わせて有事の際のドローン活用できる機体整備、これはまた研究をしていただきたいと思っております。各分野で活用とか研究のために今私もそうですけれども、今回質問の準備で現状の法律などしっかり調べてみました。しっかり調べていただいているいろいろな御説明いただきましたけれども、本当にドローンというのは皆さん分かっているようで分かっていないですし、なかなか法律であったり、免許が必要なのか必要でないのかとか、こういったことで全然話が進んでいかないというのが現状だと思いますので、こういったことの知識を深める講習ということで、役場の職員の皆さんだけでなく、商工会であるとか森林組合であるとか集落営農の方であるとか、消防団、教育関係、猟友会など、こういった皆さんにお声がけをいただいて一度ドローンについての現状であるとか、こういった法律を学んでいく、そういった講習会があってもいいんじゃないかなというふうに考えますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ドローンについての講習会についての御提案をいただきましてありがとうございます。私たちとしましても農業分野、それから土木の分野とか林業の分野に対していろんな事例もあることは承知させていただいております。それらに対しまして、それに関わる業者の方が取り組んでいただけるような仕組みであれば非常にありがたいかなというふうに思っております。それらにつきまして、その業者の方々が自分たちで積極的に勉強していただいて資格を取っていただいて活用していただく。その分野につきまして何らかの応援する方法があれば検討させていただきたいと思います。それから、村職員につきましては、当然今後どのような講習になるか分かりませんが、講習を受けたりしてライセンス、それから型式認証が必要であれば型式認証を取らなくてはいけない必要があると思いますので、そこら辺につきましてはしっかり調査して必要であれば実施させていただきますし、現状のままでいいようであれば、これで法令準拠であれば現状のまま活用というようなことも考えながら今後進めさせていただきたいと思います。予算も限られておりますので、しっかり精査しながら検討してまいりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

現在国土交通省のほうでも法改正について、先ほど案内しました3月の小委員会から話は進んでおらないそうです。詳細、先ほど申したとおり、来年に向けていろいろ今度情報がまた発信されていくと思いますので、その辺りの情報収集と併せてまた来年度に向けて滞りのない住民サービスの準備は今まで以上にしっかりしていただくことを祈念して、今回の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。10時55分から会議を再開いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番 安保泰男君。

〔2 番 安保泰男君 一般質問〕

○2 番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式にてゼロ予算事業についてお伺いをします。

国の予算編成動向では新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、まさに国難というべき局面に直面した政府として、経済を内需主義で成長軌道に戻していくことができるよう経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活

動の両立を図っていくとしています。

本村の予算編成に当たっては、第5次総合計画、この将来像に上げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」、この実現に向けた予算編成に取り組まれて実施されてきております。この中で上げられておりますゼロ予算事業について、幾つか伺いたいと思います。

最初に、集落支援員について。人口が2,000人を切る時代の自治会の在り方、運営方法を模索するとありますが、今後公助、共助の運営をしていく中、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してのノウハウ、知見を有した人材が自治会長ではないでしょうか。現在に至るまでも行事遂行の段取り、集金、あるいは独居老人の保護など、多くの業務をこなしてみえます。まさに集落支援員と言えるのではないのでしょうか。本村にも集落支援員が2名従事されていますが、総務省支援事業の兼務集落支援員に任命していただき、財源支援を活用し、各自治会長に集落支援員としての手当を取り込めないのかお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

安保泰男議員の御質問にお答えさせていただきます。

集落支援員について御質問いただきました。議員から御紹介いただきました集落支援員につきましては、少子高齢化による人口減少や人口の都市部への流出などにより集落活動が困難になったり限界集落にならないために、地域の事情に詳しく集落対策についてノウハウや知見を有した人材が市町村から委嘱を受けて市町村職員と連携して集落の目配りとして、集落の巡回や状況把握等を行う総務省がつくった制度でございます。専任の集落支援員の場合は395万円を上限に、ほかの業務と兼任する集落支援員には40万円を上限に特別交付税のほうで財源措置を受けることができます。全国では令和元年度のデータでございますが、専任で1,741人、兼任で3,320人の集落支援員が活動されておりまして、本村では2名の専任集落支援員が置いてあります。

御質問いただきました自治会長を集落支援員にできないかということにつきましては、本村も全く同様な考え方を持っております。総務省の調査によりますと、集落支援員の活動につきましては、集落と行政との連携、要望の取りまとめなどということが一番多く、集落が抱える課題の点検、整理、行事やイベントの企画、実施支援、住民との話し合い、集落への巡回、各戸訪問などが上げられております。

議員から御指摘いただいたように、地域の状況を一番把握し目配りしているのは自治会長だと思っております。この制度の活用につきましては、どのような活用が最適なのか、もう少し研究をしたいと思っております。6月3日に行われました議会の総務委員会で御説明いたしましたように、今年度は自治会長の方々からいろんな御意見をいただき、人口減少の中で集落運営等について聞き取りや検討会を行いまして、持続可能な集落活動について検討する事業を始めております。この調査結果を踏まえまして、次年度から自治会の在り方について検討を進めたいと思っております。そ

れらを踏まえまして、兼務の集落支援員制度をどのように活用していくのが一番いいのか前向きに検討してまいりたいと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。ぜひとも前向きにお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

避難所の施設についてお伺いをいたします。東海・東南海地震の発生危機感が高まっていますが、大規模災害を見据えた装備や地域力を再検証し、災害に強い自治体を目指す中、東白川村国土強靱化計画が作成されました。その中に避難所施設の確保において、34施設を指定しており、適切な維持管理に努め、老朽化などに伴い統廃合をされる施設の代替としての民間施設の利用について検討していくとありますが、ここでの民間施設とはどのような施設になるのかお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

国土強靱化計画で御質問いただきました。

東白川村国土強靱化計画につきましては、国が平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を公布、施行しました。これを受けまして、東白川村ではどんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な村をつくるということを目的に策定したものでございます。計画期間は令和7年度までの5年間です。この計画の共助の部分で、庁舎等の防災拠点施設の確保、村所有の建築物の耐震化というような項目がありますが、それとともに避難所施設の確保の部分で議員から御質問があった検討課題が出てきます。

岐阜県がまとめた東海地震等の被害対応シナリオによりますと、阿寺断層帯が刺激された複合型の地震になった場合、本村は震度6弱が想定されております。死者が21名、重傷者が21名、軽症者が390人、建物の全壊が622棟、建物被害による避難者が1,534人とされております。この避難者を村の指定避難所で全員を受け入れることは不可能でございます。また、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から、避難所の収容人数も減らす必要がありましたので、昨年見直しを行いました防災計画のほうで見直しを行いましたので、ますます避難所の収容人数が減少しております。昨年行いました避難所計画では車中泊、車の中でお泊まりいただくことやテントを使ってお泊まりいただくことなども避難者の対応として想定した計画としております。

御質問の民間施設を利用したということで考えられることとしましては、例えば倒壊していない旅館の方ですとか、第三セクターの施設であるとか、来春オープンのコもれびの里のグランピング施設であるとか、各事業所がお持ちになっています倉庫であるとか、そういうものを想定しており

ますが、検討していくということで明確な方針を示しているわけではありません。いつ起こるか分からない災害を想定して準備を進めていくことは人的にも金銭的にも非常に困難なものがございます。順次具体的な検討を進めていくように対処を考えていきたいと思っていますのでお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今お答えいただいたように、いつ起こるか分からない災害に対しての計画ということで、もともとこの計画自体が数年にかけての立案をするということでございましたけれども、今の答弁にもありましたように本当にいつ来るか分からない、それに向けての方向性だけでもきちっとつけていただきたいと思います。

それでは、最後に小・中一貫校について教育の面でお伺いをしたいと思います。

1学年10名程度の少数学級の運営が現実のものとなってまいりました。新しい学校教育のあるべき姿の一つとして、小・中一貫校の学習提案があり、今この時期であればこそ地域の子供の実態に応じた教育課程の編成が可能であれば、早急に村民の皆様と諸関係の意見交換をしていただき、メリット・デメリットを検討し、今後どうする、どうあるべきかをプロジェクトチームまたは委員会を設立する予定が望ましいと思いますが、一貫校についての方向性をお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

安保議員さんの御質問は、今後の東白川村の教育の在り方について村民の皆様には現状にお知らせし、問題提起をするよい機会であると考えており、大変ありがたく思っております。安保議員さんが言われましたように、確かにこの村の小・中学校は近い将来1学年10人前後の時代を迎えます。これまで村では平成26年度に現在中学校1年生である1学年6名の学年が小学校に入学するときに合わせて少人数時代に対応した教育の在り方を求めて、第1次教育ビジョンをつくって実践してきました。さらに平成31年度からは保・小・中とも20人以上の学級がなくなるの機に、さらなる少人数に対応した教育の在り方を研究し、第2次教育ビジョンを策定しました。この教育ビジョンは令和5年度をめどに現在実践中です。この中には少人数で一人一人の様子を把握しやすいというメリットに対して、授業の構築をするとかPTA組織とか児童会、生徒会等の子供の組織の見直し、旅行的行事等での保護者の経済的負担軽減策など、様々な施策を取り入れています。

さて、本年度、村の小・中学生の人数は小学生78人、中学生39人で、合計117人です。しかし、これも2年後の令和5年度には100人台に下がり、5年後の令和8年度からはいよいよ90人台に入ってきます。小・中学校別で見ますと、小学校は令和5年度に68人となり、その後ずっと60人台が続く見込みです。また、中学校はいつとき40人台が復活するものの、令和8年度には37人となり、

その後はずっと30人台が続く見込みです。このようにあと5年後の令和8年度には小学校も中学校もどの学年も10人前後にまで減ることが分かっていますので、それまでに今後東白川村の学校の在り方をどうするのか、方針を定めておく必要があると考えます。一番簡単な方針としましては、小学校も中学校も現状維持の状態で、さらに少人数になっていく流れに身を任せるということです。その際には現在よりもさらに組織や活動などを規模縮小せざるを得なくなります。そして、恐らくそうはならないと考えておりますが、もしも2学年で1学級をつくる複式学級になるような場合には隣り合う市町の学校などと統合、合併するといった方策を考える必要も出てくると思われます。

ただ、この現状維持の方策はごく小規模校としての生活が続く中で、子供に活気がなくなるとか、練り合う機会が減るとかでひ弱さが目立つようになるなどの弊害が考えられます。また、隣の市町との学校統合ができるものかどうかといった懸念があります。

そこで、もう少し積極的な方針を取るとしたら、安保議員さんも言われましたような小・中学校の子供たちを1か所に集めて、少しでも集団を大きくした学校にすることです。つまり小・中一貫校、とりわけ校長先生1人として、1年生から9年生までとする義務教育学校にするという手です。集団が大きくなる分、運動会など行事の活動規模も大きくできますし、活気づくりという点でも期待が持てます。これ以外にも保・小・中を1か所に集めるとか、保と小を集めるとかの方法も考えられます。どんな方法を取るにしろ、一番大切にしたいことは子供の成長のためにはどの道が一番よいのかということだと思います。

ただ、子供の成長のためという以外にもう一つ考えねばならないのは、施設の維持管理の問題です。今後村が人口2,000人を切る時代を迎える中で、学校の体育館の老朽化、保育園の老朽化等、公共施設を維持管理していくことは大きな課題となります。こういった状態も考慮し、令和5年度からの第6次総合計画の中にも方向性を示せるとよいと考えております。子供の成長と教育施設の維持管理の両面から、村の教育の方向性を考える。そのためには検討委員会とか調査委員会とかいった類の幅広い立場の人たちから成る組織を立ち上げ、先進事例の成果や課題について調査し、参考にし、協議しながら方向を決定していく必要があると考えます。その組織には保護者や学校の先生、議員さんや地域の皆さんと行政側が入って協議して決定していくようにしたらどうでしょうか。どのような方向性を出すにしても、それを出すまでには相当なエネルギーとかなりの時間を要します。議員の皆様方からも村の教育の方向づけにお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。答弁を終わります。ありがとうございました。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。大変前向きな、明確な御返答、御説明いただきましてありがたいと思っております。

その中でもう一つお伺いしたいのは、この小・中一貫のほかに今の幼稚園がこういうものに含ま

れる構想があるのかどうか、この点も一つお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

その点については、それこそ先ほど申しましたような検討委員会というようなものを設けて、皆さんから考えをお聞きしていけるといいなと思っております。

ただ、保育園の施設については老朽化が進んでいることは確かです。その辺は考えていかねばならないと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。分かりました。

いずれにしても、当村の第5次総合計画の将来像にありますように、人が輝く地域力のある村になることを願ひまして、私の質問の時間を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて空き店舗、空き工場、空き事務所などの利活用のための制度設計についてを質問します。

空き店舗や空き工場などを活用したときに補助をする制度をつくっていただきたいので、それに関する考えを伺いたしたいと思います。

後継者がいない、高齢化などの理由で利用、活用されなくなった農地を貸し借りしたときに一定の補助を行う制度があります。個人間での貸し借りを基本として立ち上げられた制度でしたが、団体との間でもそれを認めることになり、集落営農の設立、運営の基礎ともなっております。

ほかに起業を応援するための補助金があります。東白川村で初めて事業所を開設する、もしくは新しいジャンルのための事業所を新しく開設する場合のみ適用される補助金です。その補助金の過去の実績では廃業、閉業によって使われなくなった店舗や事務所、工場などの再利用がほとんどを占めています。新規事業の推進や企業誘致的な要素の推進が目的で設置された制度ではありますが、実際のところ農地の流動化と同じように産業資産の有効活用という点においても有意義な制度になっているものと思われます。

そこで、今述べたこの2つの制度を融合した新しい考え方の制度を考えてみました。すなわち後継者がいない、もしくは事業が成り立ちにくいなどの理由で使用を諦めてしまった商業、工業施設

を貸したり借りたりしたときに一定の補助が出る、そんな制度です。先ほど述べた既存の制度では新規事業を起こすときにしか利用できないために、力のある村民や村内企業が他の施設を併合しながら大きくなっていくときには利用できないという欠点があります。しかし、農地の対策と同じ要素を取り入れることで、活力のある村民や村内企業の発展を応援することになると確信します。ぜひこの方向での制度の拡充、もしくは制度の新設を考えていただきたいと思います。

以上の提案に対して、村のお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

桂川議員の質問に対してお答えいたします。

質問のほうの初めに、後継者がいない、高齢化の理由で利用、活用されなくなった農地を貸し借りするときに一定の補助を行う制度。この制度は農地流動化奨励金だと思いますが、対象者は農業者に対して耕作するために農地を借りた方に対する奨励として10アール当たり補助率1万5,000円を定額補助する内容となります。

もう一つの制度は、起業を目的に東白川村で事業所等の開設をするための補助金、この制度は商工業新規開業支援補助金になります。対象者は村内で新たに商工業を開業し、村の商工会に加入した個人または企業に対して新規に開業する店舗、事務所及び附帯施設に要する新築・改築費、修繕費に対して充てるための補助金として100万円を限度として実施する内容の事業です。この2つの制度を融合した新しい制度を考えてみてはどうでしょうかという御提案として受け止め、今後検討させていただきたいと思います。

ただいまの議員の申される、後継者もなく事業を継続できないため、工場を処分する方がいます。このように継続しての利用ができない可能性の方や事業が成り立ちにくい状況に至ってしまう経営者の方がどの程度見えて、将来に不安を抱えてみえるのか。この辺りについて現状分析や背景を確認する必要があると考えます。以前に総務課が調査しました空き家所有者意向調査、これでも建物の種類等の確認まではしておりますが、将来の可能性についての把握できる内容ではありません。その辺りを調べるのがまずは必要かと考えております。また、空き店舗、工場の利活用をうまくマッチングさせる、この方法により貸し借りの制度を実現させる必要となる条例などを整え、また必要な予算へと展開を進めていくには、行政の行動だけではなく経営者をよく知っている地元の商工会の意見が重要になってくると考えます。事業者が現在抱えてみえる課題、それから後継者、担い手対策問題などが考えられますので、この点における情報共有も重要なステップにあると考えますので、商工会との歩調を合わせながらの進め方は実現可能な制度が見えてくるのではないかと思います。

以上のように考え、御提案いただきました内容について前向きに検討させていただきたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

前向きに検討をしていただけるという回答をいただきましたので、これでありがとうございましたと言ってしまえばこの質問が終わってしまいますが、この質問をするときの1点、ぜひ村長のお考えをお聞きしたい点がありまして、先ほど課長の説明にありました商工業新規開業支援補助金の説明の中で、一つ欠落している部分がありまして、どこかといいますと、当初は設計されるとき課長の説明されたとおりのままでいく予定でしたけれども、既に村内で事業を営んでいる方が新たな事業項目を起こされて、もう一個別の事業所を開くときには当初の規定の中では対象になっていなかったわけですが、でもあえて新しい事業項目に対して新しい事業所を開設するときには、まるで新規の事業を起こされるのと同じような扱いにしたらどうだろうかという解釈の中で、一定の補助が出るようになってきています。具体的な例は今申し述べませんが、それは非常にありがたいことで、今私が今回の質問の趣旨にあった既存の、村の中で既に頑張ってみえる事業者がより拡大していく方向に対して積極的に支援をいただいたものとして本当に感謝しております。ただ、この場合の条件としまして、既にやっている事業と同じものを大きくしていくときには残念ながら使えません。今やっている事業とは別項目で新しい事業を立ち上げたときに初めて適用されるということで、少し今回の僕の質問にあったように、一つの事業者がそのジャンルにおいて力があるがゆえに大きくしていきたいときに何とか補助がもらえないかという意味で課長の説明の中から方向の途中段階、僕に言わせると途中の段階で止まっている部分の説明をぜひ加えていただきたかったので、あえて僕のほうから補足説明を加えました。

そこで、検討いただけるということで本当にありがとうございます。本当に検討していただきたいですが、実は村長に伺いたいのはここからが先です。実はここまでの事業設計を分析しますと、村の中に足りない事業、それを村外の地から、もしくは事業を行っていない方の力を借りて新しく事業を起こしていくとか、それから一旦事業が終息し始めてしまったものを何とか新たな力によって事業を補足していくという目的で今までこれが運営されています。これについては何ら文句を言うつもりもありませんし、ありがたいことだと思っています。ただ、この東白川というのは、特に商工業に限りますとやっぱりグローバルな世界の中でなかなか運営が伴わない。それから、事業所の数も減っていく。それから、成り立っていたジャンルが成り立たなくなっていることによって事業品目も減っていく、それが現状です。その裏側にあるのは、一般の住民が消費行動を行いたいと思ったときに、今までは村内で消費行動が成り立っていたものが、どうしても村外に求めなきゃいけない。それから、さっきグローバルだと言いましたように、能力のある人、移動する力があったり、それから今ですとIT関係を十分利活用できる方にとってはそれは何でもないことで、ですが村長も御存じのようにこの東白川というのは少子高齢が進んでおりますので、移動するという手段がある一定の条件から急に厳しくなりまして、移動ができなくなってくる。それから、残念ながらIT産業がここまで発達したと言いながらも、まだまだ通信だけでは補い切れない商工業サー

ビスがあります。それから、もう一個は村長が今力を入れてみえる既存の方に新規雇用で補助を出すというような形、要は雇用というものを提供するという意味においても、どうしても商工業が沈滞していきますと十分な雇用が提供できない。雇用が目的じゃないですね。雇用が提供できることによって、移住者が移住していただけるきっかけが欲しい。さっき言ったように商工業サービスも同じです。商工業サービスが十分ない地区になかなか移住してくるという勇氣を持っていただくにはハードルが高い。ですので、そこのところを補うという意味において、今度村長にもう一度、さっきから村長にというのを繰り返していますけれども、新しく来られる方、新しいというところに関しては十分だと思います。逆に今村の中で活躍している事業所、若者、それをもう少しアピール、要は冠の中で初めて名前を聞いただけでもそれがよく分かるような形で制度設計をしていただくことによって、よし頑張ろう、この東白川で残されたエネルギーを他の人のために活用しようという村民の思いを積極的に応援できるような名前がついた制度がぜひ欲しいというのが今回の本当の僕の趣旨でしたので、中身は伴ってきているのは分かっています。でも、もう少しPR効果の高い名前がついて、マスコミに発表したときになるほどというような制度設計をお願いしたいというのが今回の本来の趣旨でした。書いてありませんけれども、それが本来の趣旨でしたので、ぜひ村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御提案というか御質問の趣旨、よく分かりました。

新規の開業者だけでなく、既存の力がある事業所さんが今休眠している工場であったり店舗であったり、こういったところに新しい事業展開を行って、その事業を拡大していくときの助成制度があると非常に力になるということ。また、雇用も生まれるから、そういうことを制度設計してほしいと、こういう趣旨でございました。

2つ切り口があるかと思います。需要というのは、その事業が伸びる事業であって、事業者が力があって、工場が新しく増えれば雇用も増えるし、それから商品も売ることができる、こういった拡大がもくろめるからそういう希望が出てくるというふうに考えます。そういった希望が出たときに対応できる趣旨の制度をつくってPRしたらもっとこの村が元気になるんだらうと、こういう趣旨だというふうに理解しております。

もう一つ切り口は、村内を見ていただきますと、休眠の店舗であったり、使われていない工場であったり、実は壊さなきゃいけないような工場も目につくようになってきておりまして、この対策も実は非常に大きな課題であるかなというふうにも考えております。そんな中で再生ができるような仕組みがもし構築できるならば、これは非常に魅力のある村になっていく、これは私もそのように考えます。使われるか使われないか、その需要をしっかりと調査したいというのは課長の答弁。これも大事なことで、そのためには商工会の皆さんとしっかり協議もしたいよと。今事業をやってみえる方々がそういう要望があるかどうか、これを調査したい、こういうふうにも考えます。

お答えとしては新規だけでなく、そういった事業を拡大したいときの助成制度、しかもここは制度設計の中で非常に難しいところですが、ただお金を出せば、事業拡大というのは一言で言えば工場を増やすだけではないもんですから、やはり制度でもし設計するならば新しい事業所を取得して事業を展開するというような制度のときの助成制度になろうかな。ただ、今のままの自社工場の中で人数をこれだけ増やして仕事をこれだけ増やしたからだけでは、なかなか私どもには見えてこないところもあるし、ちょっと制度としては難しいところもある。ここは今検討というお答えをしたのは、そういった細かいことまで議論を詰めないで制度設計ができないのかなというふうに思います。このときに先ほど言いました空いた工場を使っただけということとは、その工場を持ってみえる方に対して非常に有効な手だてにもなります。使っていないのほうの工場が活用されるということで、非常に有効な手だてになると考えますので、もし需要があるならば制度設計をしたいというふうに思います。

もう一点、蛇足になりますけれども、ただ予算は限られていますので、商工業、あるいは農林業で全ての産業の発展について伸ばす政策は必要と考えますが、その中で財源を確保していくために新しい国の制度等があつて、活用する知恵を出すのも我々の仕事でございますし、もしそういうのがないときには、村単独で財源をつける場合は今までやってきた制度の中で点検をして、これよりもこちらのほうがいいという判断をして、旧制度、自社工場を改装したときの利子補給であつたり、事務用資産を購入されるときに資金の融資に対する利子補給であつたりというのはあるわけなんです。こういったやつの効果と、今度新しくもしつくとすれば、その政策による効果というのをしっかりと皆さん方とも相談してスクラップ・アンド・ビルドも必要ではないかと。一概に限られた財源、むしろ縮小になってしまうであろうという財源の中で新しい制度を軽々にやっていくばかりでは厳しい、そういうことも頭の中に入れながら、今度の制度設計の検討に加えていきたいと、このように考えます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

今財源のお話が1個出ましたので、その点についてちょっと御質問でいいと思います。先ほど村長が言ったように、力のない村が投資をしながら伸びていこうというときに、そもそも力がないのに投資する金がどこにあるんだと。このときこそが国と、僕たちも議員として年に1度ないし数度東京まで足を運んで国会議員の先生方にいろんなお願いをするわけですが、空き家対策などもこういう地方とか困っている声を先生方に述べている間にどんどんどんどん空き家等に対する補助制度が国のほうもつくられてきたように、今回のこういう疲弊している地方において商工業については、僕の感覚としてもまだまだ国会議員の先生、霞が関の方が十分理解できているとはとても思えない状態。地方における商業といっても岐阜市であるとか各務原市とか可児市とか、あの辺のことが地

方だといってしゃべってみえるのが現状です。前も言ったことがあるんですけど、小さい村であるがゆえに国会議員の先生の耳を傾けていただけるというのが僕は信じていますので、ぜひとも今後とも議会も一緒になると思いますけど、村長も一緒になってできる限り国、県も当たり前なんですが、できれば国のレベルまでいって地方の生活を支えるというところがもっともっと皆さんおっしゃっている以上に緊迫したものがあるから、ぜひとも新しい補助制度をつくってください。これを同時進行でやっていけば、財源の確保を今ある中で四苦八苦されて工面してみえる村長の努力というのは本当に分かっていますし、その頑張りは当然認めた上でもっと国・県から本当の意味での国民を守るためのお金をいただきたいという切なる願いをぜひとも前向きに進めていきたいという、こんなポジティブな話をお答え願えればいいかと思います。その点についてよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ぜひとも力を合わせて頑張りましょうというお答えをしたいかと思いますが、第三セクターの経営のことを今週、今日（株）東白川があるんですが、幾つかの株主総会があるわけですけど、これをなぜ活用してきたかという、なかなか今議員おっしゃったように力がないというか、民間資本の進出がないということから、第三セクターによる協業化であったり雇用の確保であったり新しい事業の展開、これを進めてきております。これが今の経済状況の中で非常に厳しい状況も見ていることは議員も御承知のことだと思います。私、前の知事選挙のときにも特に発言をして、第三セクターに対する助成が実はいろんなことを見ていると、第三セクターは公金が入っているから今度の制度では補助金の対象になりませんよというのが結構あるわけです。こういうのを排除してほしいのは知事をお願いをしました。また、今月の14日にも木材関係の懇談会が白川町で知事が来ていただいて、八百津町、白川町、東白川村の行政、森林組合、それから協業化している2つの組合の懇談会がありました。この中で私からお願いしたのは、皆さんにもお認めをいただいていつも予算のときに苦勞するわけですが、経年劣化といいますか、使ってくると機械や車両というのは古くなって買い換えなきゃいけないんですけど、買換えすることに対する国の補助制度はまず皆無でございます。最初やるときは事業を拡大するとか、それから生産量を増やす、こういうことについて計画をしっかり出して、それが認定されれば補助金がついてくるんですが、それで5年やって、次にこの機械を買い換えなければいけないというのは、国の考え方はこの5年の間にしっかりと資金をためて減価償却費をためておいて次の投資にということなんでしょうが、今おっしゃるとおりなかなかそのようにはいかない状況が、いつも東白川村のいろんな組合の中で起きています。これはみのりの郷も含め、森林組合、製材組合、プレカット等々でございます。そういった中で知事に直接お願いしたのは、そこへ新しい制度を国に呼びかけてくださいということと、国が駄目なら県でそういったことへの補助制度を何割かいただければ、村も何割かつけてやる。そのことによって事業体が借入金を起こさずにできれば一番力がついてくるわけですから、そういった制度をお願いしました。今一つの例を申し上げましたけど、個人の事業所さんにおいてもそういった力があるところ

については、先ほどの御質問の中にあった制度設計の中で何かうまいこと上手に取り組めないかなという考えも持っていますし、東白川村の経済、農林業、商工業、まだまだ元気があるというふうに考えております。行政は皆さん方が考えることに上手に呼び水、それから追加肥料、こういったことを与えて成長していただくとかが一番やり方としてはいいのではないかなというふうに考えますので、ぜひ皆さん方も含めて活発な議論をこれから行って、コロナが終息するといってもまだ2年3年かかる。かかった頃には次の感染症が出てくるというような世の中でございますので、体質の強い産業地、立村ができるようにこれからも努力をすべきだというふうに考えます。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

ちょっと冒頭はもしかしたら否定かと思ってどきっとしましたが、内容を伺っていると一緒になってこれからも頑張っていこうという力強い御返答でございましたので、住民の希望に沿っていくというのは行政、議会の大事な役目でありますけれども、それと同時に同じことを自分たちが今度は受ける側として県や国に要望を出して守っていただく、これは同じ意味になります。村民のために行政が何かをする、してあげるといことと、じゃあ自分たちのために県や国が何かをしてもらうということは全く同等のことです。両方とも同時進行で頑張るように再度お願いをしまして、この質問の全てを終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第30号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第30号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

これにつきましては、4月の議会全員協議会で細部説明を行っておりますので、概要説明とさせていただきますのでお願いいたします。

（趣旨）第1条では、公職選挙法の改正によりまして選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用のビラ、選挙運動用のポスターの作成について公費負担ができることになったことを受けまして、必要事項を定めるものでございます。

（選挙運動用自動車の公営）第2条につきましては、一般乗用旅客運送事業者と契約した場合の1日の公費負担額の上限を設け、選挙期間分を支払うことと、供託物が没収された場合は公費負担をしないことを規定するものでございます。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）第3条は、一般乗用旅客運送事業者等との選挙運動用自動車に対して使用する場合は有償契約を行う必要があり、この場合につきましては自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用を一括した契約としておりますこと、その他の者としてレンタカー業者やマイカー所有につきましては候補者と生計を一にする親族が所有するマイカーを有償で借りる場合には、その者が契約に関する業務を業として行っていなければならないことの規定を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）第4条につきましては、選挙運動用自動車の契約累計ごとの公費負担を定めるもので、請求は業者から行い、業者に支払う規定を設けるものでございます。第1号につきましては、一般乗用旅客自動車運送業者の契約につきまして公費負担額の上限を定める規定。第2号アでは、選挙運動用自動車の借入れ契約の場合の公費負担額の上限の設定。イでは、燃料代の契約の場合は、次のページを御覧ください、使用した車両につきまして選挙期間中の公費負担の上限を設ける規定。ウにつきましては、運転手と契約した場合の公費負担の上限の規定でございます。

（契約の指定）第5条につきましては、先ほど第1号、第2号の複数の契約がある場合は候補者の指定によるいずれかの一方の契約が締結されたものとみなされて、両方の制度は同時に使えないこととする規定でございます。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）第6条は、ビラ作成の規定を公職選挙法の規定により設けるもので、第2条ただし書きを準用しております。

次のページをお願いします。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）第7条につきましては、ビラを作成する場合は業者

との契約書を選挙管理委員会に届ける規定を設けるものでございます。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）第8条は、候補者が作成するビラ1枚の単価の上限を設定し、公職選挙法の求める枚数について第2条のただし書きを準用して契約した業者に支払う規定を設けるものでございます。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）第9条は、ポスターの掲示場に相当する枚数のポスターにつきまして、第2条ただし書きを準用しまして公費負担を設定するものでございます。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）第10条は、ポスターの作成の公費負担を受ける場合は業者との契約は村の選挙管理委員会に届ける規定を設けるものです。

次のページをお願いいたします。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）第11条は、ポスターの作成に関する公費負担額の上限を設けるとともに、第2条ただし書きを準用しまして業者に支払い規定を設けるものでございます。

（委任）第12条につきましては、本条例の執行に関して必要なことは東白川村選挙管理委員会に委任をする規定を設けるものでございます。

附則（施行期日） 1. この条例は公布の日から施行する。

（適用区分） 2. この条例の規定は、この条例の公布の日以後のその期日に告示される選挙について適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

似たような要件の中のビラの作成については公費負担という言葉でほとんどが述べられていて、実は選挙ポスターの作成の公営が公営になっているというのが一つ気になる点と、もう一点は選挙のポスターの枚数なんですが、超える場合の当該というのは、例えば実際自分たちも選挙を行ってきましたので、選挙管理委員会に出して選挙掲示板に貼る分と、同じデザインをそのまま使って事務所の中とか室内の中に貼ったりする分というのがポスターの場合出てくるとは思うんですが、この辺のすみ分けの件と、今の公営という表現と公費負担という表現が使い分けられている点の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

公営と公費負担の関係ですけれども、同じでございます、意味的には。使い分けておるわけではなくて、準則を見ながらつくった関係で、このような形で公営と公費負担というような2つの言葉

が出ておりますけれども、全く内容は一緒でございますので御理解いただきたいと思います。

ただ、もう一点、ポスターの件でございますが、公職選挙法のほうの改正に伴いましては、今回の公営の中につきましてはポスターの掲示板の数で割った数が公費負担の対象になるというような規定もございますので、そのようなふうで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

そこで悩みが出てくるんですが、実際選挙が近づいてくるので具体的な部分を確認したいんですが、ポスターを制作するときなんですが、以前全協のほうで質問した場合は、先に払ったものの領収書ではなくて、村のほうに請求書段階で申請してくださいという話でしたが、例えばポスターを印刷する場合、私用というか、今の話、個人的な事務所に貼ったりとか、そういう室内で選挙活動のために使うポスターと別刷りにしないと、そこがうまくいかないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

それぞれの請求書とかの内容につきましては、別途選挙管理委員会を通じまして作成させていただきますけれども、公職選挙法を見ますと単価が決まっておって、それに対して掲示板の数を掛けて、それに規定額の31万500円を足して、それをまた掲示板の数で割り戻すというような規定になっておりますので、掲示板の数が分かれば対象の数が分かるということになりますので、そんなふうで御理解いただければと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後から会議を再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第31号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第31号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、東白川村長。次のページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例。

（村長の給料の特例）第1条、村長に支給する令和3年7月分と令和3年8月分の給料月額を、「東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例」第3条の規定にかかわらず、同条の規定による月額給料から100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条第3条の規定及び「東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の特例に関する条例」に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額及び退職手当の算出の基礎となる給料月額はこの限りではない。

（副村長の給料の特例）第2条、副村長に支給する令和3年7月分の給料月額は、「東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例」第3条の規定にかかわらず、同条の規定による月額給料から100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第5条の規定及び「東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の特例に関する条例」に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額及び退職手当の算出の基礎となる給料月額はこの限りではない。

附則（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。

この条例につきましては、さきの総務委員会で御報告申し上げましたように、国保診療所において消費税の算定ミスがあったことにつきまして、監督責任を村長及び副村長の給与の減額を定めるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第32号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第32号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について。東白川村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村税条例等の一部を改正する条例。

第1条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

ここからは別冊の新旧対照表のほうを御覧ください。

1ページからになります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴うもので、住民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う村民税の非課税の範囲、法人等への寄附金税額控除の範囲の見直し、退職所得申告書に関わる規定の整備のほか、平成28年度の熊本地震、平成30年度7月豪雨に関わる固定資産税、さらには東日本大震災に関わる固定資産税の特例の適用、そのほか法改正に伴う条項のずれや読み替え規定を改正するとなっており、第1条から第2条までの改正となっています。

では、お手元の資料の新旧対照表の1ページを御覧ください。

右側が現在の条例で、左側が改正案となっております。

第1条の改正について説明します。

（個人の村民税の非課税の範囲）第17条の第2項は均等割の非課税限度額における扶養親族の範囲について、国外居住親族の取扱いの見直しを法改正に伴いまして村条例と整合を図るための改正になります。

次に（寄附金税額控除）第26条の8第1項の2ページから第1号のイから3ページの中段のコまでは、特定公益増進法人等への寄附金制度における寄附金の範囲の法改正に合わせまして規定するものでございます。

3ページの下段になります。

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）第28条の3の2は、4ページにまたがりまして、中段の第4項では源泉徴収関係書類の電子化推進の観点から、電子提出の要件でありました税務署長の承認を不要とするもので、法改正に合わせまして新たに規定するものでございます。

5ページの上段になります。

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）第28条の3の3第1項は、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに関わる法改正と、6ページのほうの第4項では源泉徴収関係に係ります電子化推進に伴いまして、要件でありました税務署長の承認を不要とするというもので、新たに規定をして整備をするものでございます。

6ページの中段をお願いします。

（特別徴収税額）第35条の7は、次条第35条の8の退職所得申告書の規定の整備に伴う改正になります。

7ページの上段になります。

（退職所得申告書）第35条の8は、こちらも源泉徴収関係の書類の電子化推進ということで、要件でありました税務署長の承認を不要とするということで、第3項及び第4項を法改正により新たに規定するものでございます。

8ページの上段になります。

（環境性能割の税率）第65条の4は、地方税法の改正に合わせまして村条例と整合を図るための改正になります。

続いて、8ページの中段になります。

附則（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）ということで、第4条の5は所得割の非課税限度額における扶養親族の範囲ということで、外国居住親族の取扱いの見直しということで、これも法改正に伴いまして村条例と整合を図るための改正になります。

8ページの最下段になります。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）ということで、第5条は令和4年度までの特例事業期間を法改正に合わせまして、令和9年度までの5年間延長する規定の整備

になります。

9 ページの中段になります。

(読替規定) 第 7 条の 6 は、法改正に伴いまして規定の整備になります。

(法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 6 の 2 は、法改正に伴いまして第 3 項を削除し、11 ページまでの各項をそれぞれ繰り上げて第 26 項まで必要な改正を行い、規定を整備するものでございます。

12 ページの上段になります。

少し飛んでいただきまして、(平成 28 年度熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) ということで、第 7 条の 9 は法改正により整合を図るための改正であり、第 2 項では特例適用期間を改めるものでございます。

13 ページの下段になります。

(平成 30 年度 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 7 条の 10 は、法規定の修正があったことを受けまして、第 4 項まで必要な改正を行いまして、新たに規定をするものでございます。

15 ページの中段になります。

(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) ということで、第 8 条からは地方税法の改正によりまして、固定資産税の特例の適用期間を延長するもので、19 ページの(特別土地保有税の課税の特例) 第 12 条までは 3 年度の評価替えに伴いまして土地の価額に係る特例措置と宅地、農地等に係ります負担調整措置を継続するため、それぞれの適用期間を新たに規定し、村条例と整合を図るための改正になります。

20 ページの下段になります。

(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第 12 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を 9 か月延長する規定を整備する改正であります。

21 ページの上段になります。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第 12 条の 2 の 2 は、地方税法の改正に合わせて村条例と整合を図るための改正になっております。

22 ページの上段です。

(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 13 条第 1 項及び(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 13 条の 2 は、軽自動車税種別割のグリーン化特例対象区分の見直しを行った上で、適用期間を 2 年延長し、令和 5 年 3 月 31 日までに取得したものを新たに規定と整備して改正するものでございます。

26 ページをお願いします。

26 ページの上段では、(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) ということで、第 18 条は法改正によりまして整合を図るための改正で、第 2 項では特例の適用期間を 5 年間延長する規定を整備するものでございます。

27ページの下段になります。

第20条から28ページの第22条までは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例と各種税額控除の特例について、法改正により新たに規定を整備して村条例と整合を図る改正になります。それでは、本文のほうにお戻りください。

5枚目の表面になります。6行目からになりますけれども、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

続きまして、2条関係になります。

第2条、東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

引き続き新旧対照表の29ページのほうをお願いします。

2条関係について説明します。

第2条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

(年当たりの割合の基礎となる日数) 第13条から、次の(村民税の納税義務者等) 第16条までは法改正によります各項のずれによる規定の整備になります。

29ページの中段です。

(法人の村民税の申告納付) 第32条の6から、最終ページになりますが36ページまでは通算法人についての外国税控除に変動が生じた場合の処理について規定を整備するもので、第32条の6第9項を削除し、同条の5項から第17項までの各項を13項から第24項まで繰り下げて、第5項から第12項までを新しく規定を設ける改正となります。

それでは、本文のほうにお戻りください。

8枚目の裏面になります。7行目からになりますけれども、附則(施行期日) 第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中東白川村税条例附則第6条の改正規定。令和4年1月1日。

第2号、第1条中東白川村税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定。令和6年1月1日。

第3号、第1条中東白川村税条例附則第10条の2第27項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定。産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日。

(村民税に関する経過措置) 第2条、第1条の規定による改正後の東白川村税条例第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の東白川村税条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

次のページをお願いします。

第2項、新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提

供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

第3項、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置) 第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等が取得をした同条第41項に規定する機械装置等、次のページになります、に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等が取得をした同条に規定する家屋及び構築物事業者等が同条に規定するリース取引に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得をした同条に規定する特例対象資産に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法第38条第2項」とする。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 東白川村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号から議案第37号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第33号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第37号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第33号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,812万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,710万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月22日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と6ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、8ページから説明させていただきます。

8ページをお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は3,804万3,000円の追加でございます。普通交付税でございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は394万2,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の内示のものでございます。

2項3目民生費国庫補助金、補正額は174万9,000円の追加でございます。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業の補助金でございます。120万円でございます。そして、その事務費としまして54万9,000円の補助金の追加でございます。

4目衛生費国庫補助金、18万4,000円の追加でございます。こちらは新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の補助金でございます。いずれも内示によるものでございます。

次のページをお願いします。

3項3目民生費国庫委託金、補正額は18万2,000円の追加でございます。システム改修に伴いま

す国民年金事務の委託金15万3,000円の追加と、年金生活者の支援給付金の支給事務の事務費の交付金2万9,000円の追加でございます。

14款2項10目教育費県補助金、補正額は6万2,000円の追加でございます。全国健康福祉祭りぎふ大会の開催事業の補助金でございます。

15款2項2目不動産売払収入、補正額は100万円の追加でございます。建物売払収入でこもればの里にあります建物の売払収入でございます。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金、補正額は12万円でございます。歳出にあります林業活性化担い手育成事業補助金に充当するものでございます。

次のページをお願いします。

20目太陽光発電設備維持管理基金、補正額は20万3,000円の追加でございます。太陽光発電設備の修繕に充てるために取り崩すものでございます。

19款4項4目雑入、補正額は264万円の追加でございます。消防団員退職報償金につきましては、1人分の21万9,000円の追加でございます。物件移転補償費につきましては192万1,000円の追加、中之谷、親田、神付の工事に伴う電柱の支障移転の費用でございます。道の駅急速充電器維持権利金につきましては、額の確定によりまして26万3,000円の追加でございます。プレカット施設機器更新白川町負担金につきましては、プレカットのほうでLEDの照明を更新しましたので、白川町から23万7,000円の負担金をいただくものでございます。

続きまして、歳出をお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額は6,000円の減額でございます。職員共済組合の負担金の率の変更によるものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額は16万5,000円の減額でございます。総務一般管理費で給料の中で特別職の給料が減額になっておりますけれども、これにつきましては先ほどお認めいただきました条例の村長、副村長分の減額分でございます。ほかの給料、職員手当、次のページを御覧ください、共済費につきましては人事異動に伴う増減でございます。12ページのほうで、工事請負費で役場別館の下水管修繕工事115万7,000円の追加がありますけれども、こちらのJAの横の下水管が老朽化によりまして壊れておりますので、修繕費用を予算計上するものでございます。

2目文書広報費3万3,000円の追加でございます。情報発信事業で、画像編集ソフトの使用料を追加するものでございます。

5目財産管理費32万9,000円の追加でございます。行政情報化推進費では14万5,000円の追加ということで、ウイルス対策のソフトのライセンス料が3か月間の無料使用期間が終了するために今回補正させていただくものでございます。10万3,000円でございます。それに合わせまして管理ソフトのほうも4万3,000円を追加させていただくものでございます。総合行政情報システムの運営費としまして18万4,000円の追加でございます。国民年金システムのシステム改修費としまして15万4,000円、年金生活者支援システムのシステム改修費としまして3万円の追加でございます。これ

につきましては、財源としまして国からの委託金18万2,000円を充当しております。

6目企画費20万3,000円の追加でございます。再生可能エネルギー推進事業のほうで太陽光発電設備の修繕料ということで、五加センターのパネルが破損していますので、それを修繕するものと、中学校と役場の期限切れの計器の取換えをする費用でございます。これにつきましては、特定財源としまして基金からの繰入金と権利金を充当しております。この金額の合計は46万6,000円の追加でございます。

10目地域情報化事業費1,936万7,000円の追加でございます。CATV一般管理費では職員共済組合の負担金の率の変更によります3,000円の追加でございます。CATV番組等制作運営費につきましては、29万7,000円の追加でございます。給料、手当につきましては、再算定に伴います減額でございます。共済費につきましては率の変更に伴う3,000円の増額でございます。備品購入費でビデオカメラ31万円がありますが、こちらの経年劣化で老朽化で故障しましたカメラを更新する費用でございます。

CATV機器管理運営費につきましては1,906万7,000円、非常にちょっと大きい額になりますがお願いいたします。まず、需用費の事業用消耗品では加入者増によりましてD-ONU20台を購入する費用でございます。使用料及び賃借料で、FTHセンター設備の予備機のリース料422万5,000円の減額、これちょっとまた後ほど説明させていただきます。工事請負費で、電柱移設工事で524万9,000円が追加になっております。これにつきましては、親田、中之谷、神付での工事に加えまして、白川町で先日火災がありまして、光ケーブルが燃えておりますので、そちらのほうの本工事費用をこの中に含めております。備品購入費で1,775万9,000円の追加があります。こちらFTH設備のセンターの予備機の購入ということで、当初予算のほうではリース料のほうでリース対応しておりますが、リースですとやっぱり差額が非常に多く発生しますので、今回一括購入させていただいて経費削減を行い、併せてリース料も減額させていただいておりますのでお願いいたします。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業71万1,000円の追加でございます。医療従事者応援事業ということで、こちらにつきましては美濃加茂市が行います事業に負担金を支払うものでございます。医療従事者1人当たり1万円の商品券を贈る事業を美濃加茂市が行われますので、そちらに協力するものでございます。本村の診療所につきましては、対象とはなりますが、村営でございますので申請はいたしません、本村の村民の方が木沢病院ですとか関連の病院に多くかかっておりますので、協力する意味でも負担金として支払わせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目税務総務費、補正額は95万8,000円の減額でございます。人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。

次でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては7,000円の減額ということで、こちらも職員共済組合負担金の率の変更による減額でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費、補正額は44万9,000円の追加でございます。住民福祉費一般では55万1,000円の減額ということで、こちらは人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては、100万円の追加でございます。法定内繰り出しでございます。内容につきましては、国保会計のほうで説明させていただきます。

2目福祉医療費9万9,000円の追加でございます。福祉医療費が受給者証の申請書の様式変更がありましたので、それに対応する委託料の追加でございます。

3目保健福祉費398万円の追加でございます。保健福祉費一般では388万円の追加ということで、人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。

次のページをお願いします。

障がい者福祉一般で10万円の追加になっております。運転免許取得助成事業の補助金でございます。障害者の方でお一人の方なんです、新しく免許を取得される方がありましたので、東白川村障害者自動車運転免許取得助成事業に基づきまして助成するものでございます。

4目老人福祉費、補正額は5,000円の追加でございます。地域包括支援センターの運営費ということで、職員共済組合の負担金の率の変更による追加でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額は175万7,000円の追加でございます。子育て支援室運営事業では、職員共済組合負担金の率の変更によるものでございます。7,000円の追加でございます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、175万円の追加でございます。役務費の郵便料で5,000円の追加、特別給付金のシステム対応委託料で54万5,000円の追加。

次のページをお願いいたします。

補助金のほうで、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで120万円の追加でございます。コロナ感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして子供1人当たり5万円を給付する事業でございます。こちらにつきましては特定財源としまして国からの補助金174万9,000円を充当いたします。

2目認可保育所費467万9,000円の追加でございます。みつば保育園の運営費で、職員の退職と採用によります給料、手当、共済費の増減と、5月の第2回の全協で御説明しました水道管の改修事業を480万円追加する予算計上でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額は59万9,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般では人事異動に伴います給料、手当、共済費の追加でございます。

次のページをお願いします。

2目予防費、412万6,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。内容では、需用費の事業用消耗品費につきましては、緊急処置用の簡易ベッド3台分の費用で9万9,000円の追加、郵便料としまして8万5,000円の追加、ワクチン接種費用の負担金として394万2,000円の追加でございます。財源としまして、国からの負担金と補助金を412万6,000円充当しております。

5目環境対策費319万1,000円の減額でございます。環境総務費のほうで、人事異動に伴います手当と率の変更によります共済費の追加と、簡易水道会計の繰出金につきまして323万2,000円の減額でございます。運営費分の減額ということで、内容につきましては簡水会計のほうで説明させていただきます。

6目廃棄物対策費は6万7,000円の減額でございます。生活排水対策事業のほうで、こちらも下水道会計の特別会計の繰出金の減額でございます。

次のページをお願いします。

6款1項2目農業総務費、補正額は84万7,000円の減額でございます。農業総務費におきまして、人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。

7目農地費2,000円の追加でございます。職員共済組合負担金の率の変更によるものでございます。

2項1目林業総務費、補正額は169万3,000円の減額でございます。林業総務費につきましては、人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。169万3,000円の減額でございます。

一般林業振興費につきましては、先ほどありました白川町からの負担金を23万7,000円充当する財源補正でございます。

林業活性化担い手育成事業につきましては、12万円の追加でございます。1名追加によりまして、既存事業との不足分を追加するものでございます。あわせまして、財源としまして基金からの繰入金を12万円充当しております。

7款1項1目商工振興費につきましては、216万円の追加でございます。商工振興費一般で、人事異動に伴います給料、手当、共済費の増減でございます。

次のページをお願いいたします。

2目地域づくり推進費につきましては、106万7,000円の追加でございます。地域産業活性化対策事業につきましては、195万円の追加でございます。補助金で、商工業新規開業支援事業としまして190万円でございます。新しく起業される方が2名いらっしゃいますので、それに対する補助金でございます。ECモール出店業者支援補助金5万円につきましては、1社分の補助金でございます。地域おこし協力隊事業につきましては88万3,000円の減額でございます。新しい協力隊員のほうが5月と6月からの就業でございましたので、その分の差額分を減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費につきましては、補正額399万9,000円の追加でございます。土木総務費一般で49万9,000円追加でございます。人事異動に伴います給料、手当、共済費の増減と、この中で22ページの中ほど下ですけれども、備品購入費でプレートコンパクターというものがありますけれども、こちらの職員が現在行っていますアスファルト点検補修につきまして、転圧機を購入しまして事業効率を図るものでございます。官民協働の地域づくり支援事業350万円の追加につきましては、加舎尾クラブの駐車場整備について補助するものでございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額は447万7,000円の追加でございます。道路橋梁維持事業で、委

託料では鳥屋ヶ根線の分筆登記委託料で7万7,000円の追加。

次のページをお願いします。

工事請負費で、村道維持修繕工事240万円の追加につきましては、村道の下野中線と栃山線の費用でございます。これと合わせまして、小規模修繕等の単価契約工事200万円を追加しておりますのでお願いいたします。

9款1項1目非常備消防費、補正額は21万9,000円の追加でございます。消防団員の退職報償金で1名分を今回補正させていただくものですし、併せまして特定財源21万9,000円を充当しております。

3目災害対策費49万6,000円の追加でございます。災害対策費で、村の防災無線の半固定局のアンテナ線の修繕工事ということで、役場の裏で以前倒木がありまして、半固定局のアンテナ線が断線しておりますので、そのアンテナ線の修繕費用でございます。

10款1項2目事務局費、補正額は282万1,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で、人事異動に伴います給料、手当、共済費の増減と、会計年度任用職員の車両の借り上げ料として2万9,000円の追加、消耗品につきましてはバス車庫のプリンター類の費用でございます。一番下にあります使用料及び賃借料で、建設CADのライセンス料がありますけれども、教育委員会、非常に多くの建物を管理しておりますので、各種の図面等の整備に充てるようなものでございます。

2項1目学校管理費、補正額は2,000円の追加でございます。職員共済組合負担金の率の変更によるものでございます。

次のページをお願いします。

2目教育振興費、補正額は67万7,000円の追加でございます。小学校の教育振興費一般のほうで、修学旅行等のキャンセル料67万7,000円を追加させていただくものでございます。こちらの場合は中止になった場合のキャンセル料ということで、小学生につきましては京都、奈良に11月に生徒13人、引率3人で行かれる予定ですので、もしなかった場合のキャンセル料を予算化するものでございます。

3項1目学校管理費、補正額は2,000円の追加でございます。中学校管理費一般におきまして、職員共済組合負担金の率の変更による追加でございます。

2目教育振興費263万2,000円の追加でございます。中学校教育振興費一般207万2,000円の追加につきましては、こちらも修学旅行等の取消料ということで、1・2年生につきましては篠島、伊勢湾研修で、こちらは7月と9月に予定されております。生徒が23人、引率は4人の予定でございます。すみません、もう一点ありました。先ほどの中学校教育振興費一般のほうで、中学3年生の修学旅行、こちらも対象になっております。岐阜と長野に9月に行く予定で、生徒16人、引率が4人の費用が207万2,000円で組まれております。

宿泊研修事業につきましては、スキー研修が2月にありますので、そちらのキャンセル料でございます。生徒18人、引率が4人分ということで、こちらにつきましてはコロナ感染がこれからどうなるか分かりませんので、キャンセル料を予算化させていただくものでございます。

5 項 1 目保健体育総務費につきましては、補正額 4 万 8,000 円の追加でございます。軽スポーツ大会の開催費ということで、ねんりんピックふれあい大会会場の消毒剤等の購入費用でございます。これにつきましては、県補助金 6 万 2,000 円を充当させていただきます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第 34 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,820 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 3 年 6 月 22 日提出、東白川村長。

2 ページからの歳入歳出予算と 5 ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7 ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 100 万円の追加になります。4 月の人事異動におきまして、職員の人件費の組替えということで増額になっております。

8 ページを御覧ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 100 万円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般管理費のほうでは、給料で 51 万 3,000 円、職員手当等で 32 万円、共済費で 16 万 7,000 円ということで、それぞれ追加をさせていただくものでございます。

国民健康保険特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第 35 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 323 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,046 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 3 年 6 月 22 日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と、5 ページ、6 ページの事項別明細書を省略させていただき、7 ページからお願いします。

2. 歳入。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額323万2,000円の減額。説明のところで、一般会計の繰入金で、運営費分となっています。

8 ページへ行きまして、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額323万4,000円の減。説明書きのところに行きまして、一般管理費で、給料、職員手当等、共済費の人件費の合計となっております。

2 目使用料徴収費、補正額2,000円の増。説明書きのところに行きまして、人件費で、共済費の2,000円の増となっております。

続きまして、議案第36号 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,463万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月22日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5 ページ、6 ページの事項別明細書を省略させていただき、7 ページからお願いします。

2. 歳入。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額で6万7,000円の減。説明書きのところで、一般会計の繰入金の運営費分となっております。

8 ページへ行きまして、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額で6万7,000円の減。説明書きのところへ行きまして、職員手当、共済費等人件費の合計が6万7,000円の減となっています。以上です。

○議長（樋口春市君）

国保診療所事務局長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

議案第37号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,012万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月22日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正、5 ページ、6 ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7 ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1 款 1 項 4 目保健予防活動収益、補正額394万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。予防接種

受託料でございますが、コロナワクチン接種料の増額でございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額99万8,000円の減額。前年度繰越金でございますが、収支のバランスを取るためのものでございます。

次に8ページですが、3.歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額166万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業の人件費では、人事異動に伴う人件費の補正でございます。給料で20万8,000円の減額、職員手当として扶養手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当、退職手当組合負担金、それぞれ減額となり48万円の減額、共済費は職員共済組合負担金13万2,000円の減額でございます。次に、26節公課費でございますが、先日の議会総務委員会協議会の際に御説明をさせていただきました過去5年間の消費税の過少申告に伴う追加納付、延滞税、加算税分の248万2,000円の増額でございます。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額128万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。人件費の補正でございます。報酬159万円の減額につきましては、会計年度任用職員の人件費の組替えによるものでございます。給料では一般職員、会計年度任用職員合わせて244万2,000円の増額、職員手当につきましては期末手当、勤勉手当、通勤手当、退職手当組合負担金の増減でございますし、共済費につきましては職員共済組合負担金、臨時職員等社会保険料の増減でございます。旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤分費用弁償として8万1,000円の減額でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、消防費の23ページの中段になります災害対策費、工事請負費ということで、今回アンテナの修繕工事という説明がありましたが、その説明の、以前議運でも説明を受けましたが、予備の線だったので、実際の切れている状態を発見するのにかなり遅れが生じて、こういう形で今回の補正となりました。

前回のCATVの火災のときの焼失のときも、実は予備回線に自動的に切り替わると思っていたら切り替わらなくて手動になったことによって1時間のタイムラグが出ていたということで、今回よく分かったことが通常使っている部分だったら故障すると、すぐその場で対応できる。ただし、予備に準備しているものというのはどうしてもこういう形で発見が遅れるということが分かりましたので、今後こういうことが起きにくいように予備であっても定期的な点検等を行って、予備が正しく発動するかどうかということをシステム上すぐに点検するという仕組みづくりが必要じゃないかと思いますが、これについて今後こういうことが起きる起きないということに関しての見解を

いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ただいま御指摘いただきましたように、防災の安全性につきましては、本来非常に重要なものでございまして、ここまで発見が遅れたことは非常に申し訳ないことだと思っていますし、予備機といいながらしっかり点検すべきであったと思っています。

対応としまして、図面といいますか引継ぎの文書等にしっかり図面等もつけて次の者に送っていくようなことも考えておりますし、年に1回点検がありますけれども、その折に線がつながっておりますと全然オーケーということであって、今回の点検で初めて故障が分かったという状況ですので、点検はしっかり生かしながら今後に対応させていただきたいと思っておりますのでお願いします。こちらにつきましては、CATVのほう同様に今後しっかりやっていきたいと思っておりますのでお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

関連になるかもしれませんが、一般会計の13ページ、総務費の備品購入費の工事のところ、先ほどの説明の中で白川の火災の件が触れられておりましたんですけれども、前回の全協のときに保険料が下りるのではないかと、それで適用できるんじゃないかということで言われておりましたけど、実際にここの計算では取りあえず立替えをしているのか、どういうふうになったのか、少し分ければ教えてください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

保険につきましては、実際申請して通るか分かりませんので、今回は額も分かりませんし、補正としては上げさせていただきませんでした。今後申請して保険料が下りるようであれば、その額につきまして補正させていただこうと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それは申請をするという形で受け止めてよろしいんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

現在、申請に向けて準備に取りかかっておりますので対応させていただきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計の25ページ、教育費のところ、修学旅行のキャンセル料の話が今あったんですけど、去年はコロナ蔓延でなかなか近いところしか行けなくて残念だったんですけど、今年はちゃんと行けるといいなというのは思います。このキャンセル料についてなんですけれども、キャンセル料が払わなくてもいい機会でキャンセルをするということも可能だと思うんですけど、このキャンセル料をここに上げているというのはどういう状態で上げているということでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

教育委員会のほうでは、修学旅行や宿泊を伴う、先ほどの説明の中にあつた研修へ行く場合、教育的意義や児童・生徒の心情を踏まえて、何とか新型コロナウイルス感染防止を図りながら、可能な限りやっていきたい、今年度については思っております。

それで、今年度についてはそれを何とか行かせようというガイドラインをつくって今検討しているところです。ガイドラインの中には、いろいろ何とか行かせたいので実施計画を、こういった修学旅行やら宿泊研修に行くという実施計画をつくりましょう、基本的にこういう考え方でもってやりましょうよというようなものや、実施計画に伴う留意点、こういうところを気をつけてやっていきましょうとか、あと感染防止の中でこういうふうになったら中止しましょうよというのがつくってあります。それが平熱で1度以上の発熱があるとか強いだるさ、息苦しさ、発熱、せき、痛みが長引いているだとか、過去2週間以内に感染が拡大しているレベル3に訪問したことがあるだとか、あるいは村内の小・中学校、児童・生徒及び教職員に感染者、濃厚接触者があるというふうになった場合は中止するようになっています。それ以外であれば実施してやっていきましょうよというようなガイドラインに努めてやっておるところです。キャンセル料については、このガイドラインに載せてありまして、旅行の20日から8日前までやったら旅行額の20%を払ってくださいよとか、あるいは7日から2日前やったら30%、旅行当日やったら40%、前日やったら50%、当日やったら100%、いわゆる村が持ちますよというようなガイドラインをつくっております。今回の場合は当日旅行へ行ったらキャンセルが、急遽帰ってこんなふうになった場合のことを考えて、満額で載せてあるわけです。ですから、できるだけいろいろガイドラインの中でやっていきますけど、最悪のことを考慮してやっていくというようなことで、保険みたいなものというようにお考えをい

ただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計で24ページになりますけれども、また教育委員会のほうでお答えをいただきたく思うんですが、10款1項の一番下のところに建設CADライセンス料9万7,000円ということで、当初なかったものだと思うんですが、これ教育委員会のどのような業務で、今まで総務課長の御説明では建物をいろいろ管理するものがあるのではと言われたんですが、図面で今持っているものがどういった成果に結びつくものにこのCADを御利用されるのか。例えば短期的に今年度のうちにこんだけやるので1年で9万7,000円なのか、今後、来年度からもずっとこのCADを利用することによって費用がかかっていくのか、その辺り詳細を説明いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

建設CADのライセンス料については、今年度から土木系と情報通信に強い小池係長が来ていただいております。中学校のパソコンだとか小学校のパソコンは彼が行っているいろいろな環境をよくしているので、非常に先生方に喜ばれておるところです。私は土木系ですので、先般の全員協議会の中で説明しました水道管の移転修繕工事の図面なんかは、この間の資料はPDFでしたけれども、発注の設計書はCADシステムを使つての発注設計書、いわゆる図面をつくりたいなというふうに思っております。ほかにも今後義務教育学校の施設管理だとか、そこら辺のいろんな財産的なものを管理したりしていこうとした場合に、そういった電子化にしていきたいということで、村の建設のCADライセンス料を計上し、これは1回限りです。来年からは……。

○議長（樋口春市君）

教育課長、マスクをしてください。

○教育課長（有田尚樹君）

すみません。

来年からは1万か2万ぐらいの保守料を払って使おうというような感じで思っております。あまり高くはないのでよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計12ページ、最下段のところにあります再生可能エネルギー推進事業のところで、事業費が最終的に203万円というのはよかったんですけど、歳入のところに上がっている46万6,000円というのが、一般会計歳入の10ページにあります諸収入の道の駅急速充電器維持権利金というのが多分この財源に当たっているものと思いますが、これをどうして、説明をしてほしいだけなんですけど、再生可能エネルギー推進事業費の中に幾つかあるわけなんですけど、このくくりの歳入でよかったのかどうか、まずお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

この権利金につきましては、御存じだと思いますけれども、道の駅にあります急速充電器の権利金でございます。運営会社から村のほうに支払われるものでございます。これにつきましては充当先、再生可能エネルギーのくくりでありますので、こちらのほうに充当させていただいたということでございますので御理解いただきたいと思います。過充当は問題にならない部分だと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

その流れで関連の質問になりますが、太陽光の設備の維持管理基金の取崩しということで今回財源に充てられておりますけれども、これは収支のバランスを取るための基金ではなかったことは重々承知の上で質問しますけれども、売電収入等があり、それから補修費が発生していくわけなんですけど、ちょっと今手元に資料がないとお答えしていただけないのかもしれませんが、この基金の増減の状態、要は媒体修理が売電収入で賄えそうなのか、やっぱり行く行くは一般会計を投入していかなきゃいけなさそうなのかというようなことの検討、もしくは見込みというのをもしされていたら御返答願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

すみません、資料を持っていませんので、収支のことはちょっと十分お話しできませんけれども、基本的には基金の設立の目的につきましては、売電収入を積み立てていって、今回のような修繕に充てるということで、毎年積み立て費用がその年に修繕した場合の費用に丸々足りるかというか足りないことが多いと思います。今回たまたま何年か積み立てがありまして、修繕、ちょうどパネルが壊れちゃったり機器が交換しないかん時期やったんで、ちょうどいい時期でたまっておって使えたということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第37号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第37号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第15、同意第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和3年6月22日提出、東白川村長。

記、氏名、今井健治、生年月日、昭和○年1月16日生まれ、住所、東白川村五加○○番地○。任期は令和3年7月20日から令和5年7月19日まで。前任者の残任期間であります。

任命の推薦の理由を申し上げます。

任命理由は、農業委員会委員今井章子氏の辞任に伴い、新委員に任命するものでございます。今井健治氏は、東白川村五加宮代にお住まいで、現在35歳。これまで農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の経験はありませんが、宮代地区の営農組合長として活躍をしておられます。御自身も認定農業者として畜産等を行っておられ最適かと存じます。なお、任期につきましては、前任者の

残任期間となっておりますので、今申し上げましたように令和3年7月20日から令和5年7月19日までの2年間となります。

以上、提案説明となります。御同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第16、発議第2号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

発議第2号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についての説明をさせていただきます。

発議第2号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和3年6月22日提出。提案者、桂川一喜。賛成者、今井美和、同じく賛成者、今井美道。

1ページおめくりいただきまして、議案本文になります。

東白川村議会会議規則の一部を改正する規則。

東白川村議会会議規則の一部を次のように改正する。

これ以降本文の朗読を省略しまして、別冊の新旧対照表の37ページを御覧ください。

これも朗読を省略しまして、説明のほうに入りたいと思います。

第89条の請願書の記載事項等の第1項について、請願者の押印を一律に義務づけていたもの、これが現行になります。請願者が自著している場合は押印を不要とするという改正案になります。改正後が左側になります。

ただし、法人の場合だけ気をつけていただきたいのは、法人の名称については記載で結構で、あくまでも代表者の自著を求めるということが押印に代わる自著になることになります。

それでは、原案のほうに戻っていただきまして、議案本文に戻っていただきます。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上となります。御検討のほどよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和3年6月22日、東白川村議会議長 樋口春市様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。

以上、よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時11分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員